

## R 5 気象警報に伴う授業時間等の変更について

### 【短縮時程の場合】

I **朝6：00**の時点で警報※が解除になっている場合

→平常通りの短縮時程（8：30 SHRより開始）

解除になっていない場合→自宅待機

II **朝8：00**の時点で警報※が解除になっている場合

→10：10 SHRより開始

10：20より午前中に3，4限目を行い、午後に5，6，（7）限目を行う。昼食を準備して登校する。

解除になっていない場合→自宅待機

III **朝10：00**の時点で警報※が解除になっている場合

→12：30 SHRより開始

12：40より5，6，（7）限目を行う。

解除になっていない場合→1日自宅学習とする。

#### 〈注意〉

① 警報※とは、気象庁から品川区・大田区・港区のいずれかに出されたに出された台風接近に伴う大雨・暴風警報および津波警報と大雪警報を指す。（洪水、波浪警報は除く。また、注意報は対象としない。）

②登校の際は、生徒は安全に気をつけること。